

一般信用取引に関する説明書（ネット取引）

岩井コスモ証券株式会社

この説明書は、信用取引のうち一般信用取引についての岩井コスモ証券株式会社（以下、「当社」という。）におけるルール等に関する説明書です。お客様が一般信用取引を行うにあたっては、この説明書の内容を十分ご理解いただきご承諾いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任において、お取引させていただきますようお願いいたします。

1. 一般信用取引の開始

一般信用取引を行うにあたっては、当社において信用取引口座を開設していただく必要があります。

【信用取引口座を開設済のお客様】

一般信用取引を行うには、本書の内容について十分ご理解していただいたうえ、お取引画面上の「お客さま情報」の口座開設状況からお申込みください。

【信用取引口座を開設されていないお客様】

一般信用取引を行うには、「信用取引の契約締結前交付書面」、「信用取引口座設定約諾書」、「個人情報の利用目的に関する同意書」、「岩井コスモ・ネット取引による信用取引規定」、「包括再担保契約に基づく担保同意書」および本書の内容をご確認いただき、ご同意のうえ、お取引画面上の信用取引口座開設申込から信用取引口座を開設していただく必要があります。

※信用取引口座の開設をお申込みいただければ、「制度信用取引」、「一般信用取引」を同時にお取引していただくことが可能ですが、信用取引口座を開設せずに一般信用取引だけをお取引することはできません。

※当社はお客様の信用取引口座開設の可否について審査を行います。審査の結果、信用取引口座の開設をお断りする場合があります。なお、信用取引口座の開設をお断りする理由についてはお答えいたしかねます。

2. 制度信用取引と一般信用取引の比較

岩井コスモ・ネット取引における制度信用取引と一般信用取引の条件は以下のとおりです。

	制度信用取引	一般信用取引
取扱銘柄	東京証券取引所（マザーズ・JASDAQを含む）、名古屋証券取引所（セントレックスを除く）が選定する銘柄。外国株、整理銘柄および当社が独自に取引を制限している銘柄は除きます。	東京証券取引所（マザーズ・JASDAQを含む）、名古屋証券取引所（セントレックスを除く）上場の当社取扱銘柄（売建・買建により銘柄は異なります）。外国株、整理銘柄および当社が独自に取引を制限している銘柄は除きます。
取引開始日	取引所が「制度信用銘柄」に選定後	買建：上場初日から 売建：当社が取扱銘柄に選定後
弁済期限	新規建日から6ヶ月の応当日まで	原則として無期限
金利（買方）	2.69%/年	3.69%/年
金利（売方）	0.00%/年	0.00%/年
貸株料率	1.15%/年	1.90%/年
逆日歩	証券金融会社の公表額	なし

※金利は、金利情勢により変更される場合があります。

※一般信用取引は、銘柄、弁済期限および品貸料などをお客様と証券会社の間で自由に設定できる信用取引であり、金融商品取引所の規則で、銘柄、弁済期限および品貸料などが一律に決められている制度信用取引とは異なります。

※一般信用取引の建玉を制度信用取引の建玉へ変更すること、および制度信用取引の建玉を一般信用取引の建玉へ変更することはいかなる理由があってもできません。

3. 取扱対象銘柄

一般信用取引を行うことができる市場、銘柄は当社が選定することとします。また当社は銘柄ごとに買建、売建の一方または双方に制限を設けることができることとします。

- (1) 東京証券取引所（マザーズ・JASDAQを含む）、名古屋証券取引所（セントレックスを除く）上場の当社が選定した銘柄を取扱いの対象とします。※売買規制銘柄、外国株式、整理銘柄等および当社の判断で取扱い対象外とした銘柄は除きます。
- (2) 新規上場銘柄は、上場初日から新規買建が可能です。（当社規制銘柄は除きます）
- (3) 新規上場初日に値が付かず、翌営業日より買付代金の即日預託の措置がとられる等、取引所の規制が入った場合、一般信用取引の新規建注文を制限します。その場合、発注済の一般信用取引の継続注文については、失効扱いとさせていただきます。
- (4) 一般信用取引を行うことのできる市場および銘柄は当社が選定します。また、銘柄ごとに買建、売建の一方または双方に当社は取引の制限を設けることがあります。ただし、上記対象銘柄において、不適当と認められる場合は、当社の判断で対象銘柄から除外することがあります。
- (5) 同一銘柄について、一般信用取引と制度信用取引を利用することは可能です。ただし、

一般信用取引の建玉を制度信用取引の建玉へ変更すること、および制度信用取引の建玉を一般信用取引の建玉へ変更することはいかなる理由があってもできません。また、一般信用取引と制度信用取引の注文は別々に発注していただく必要があります。

4. 弁済期限について

一般信用取引における弁済期限は原則無期限とします。

ただし、次の各項に掲げる銘柄に該当する場合は、当該各項に定める取扱いとします。なお、当社が定める期日(弁済期限)の前営業日がお客様ご自身でネット画面上からご発注いただける期限となります。この際、当社が定める期日(弁済期限)は買建玉、売建玉で異なる場合があります。

- (1) 上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式移転・有償増資等が公表された場合、当社が定める期日(弁済期限)を設定します。
- (2) 株式分割等により、権利を有償または無償で割当てられる場合(下記(3)に定める場合をのぞく)、当社は、原則、権利付売買最終日以降、株式分割の比率に応じて建数量を増加し建値を減額することができるものとします。
ただし、分割比率が整数倍でない場合は、権利付売買最終日の前々営業日を期日(弁済期限)として設定します。
- (3) 新株予約権が付与された場合、当社が定める期日(弁済期限)を設定します。
- (4) 当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉について当社における株券の調達に困難となった場合等において、当社が定める期日(弁済期限)を設定することがあります。
- (5) 当社が弁済期限を設定した場合
 - ①お客様は、当社が定める期日(弁済期限)の前営業日までに建玉の反対売買または品受・品渡(以下「決済」という。)を行っていただきます。建玉の決済により入金が必要になった場合、お客様には受渡日までに入金していただきます。受渡日までに入金がない場合は当社の定める遅延損害金を請求できるものとします。
 - ②お客様が弁済期限の前営業日までに建玉の決済を行わなかった場合、当社は、任意に該当建玉の決済をお客様の計算において行えることとします。その際の手数料は、対面取引の手数料を徴収します。建玉の反対売買または品受により入金が必要になった場合、お客様には受渡日までに入金していただきます。受渡日までに入金がない場合は当社の定める遅延損害金を請求できるものとします。
 - ③原則、期日(弁済期限)を設定する要因の効力発生日等の一カ月前までに、当該銘柄の新規建を制限します。期日(弁済期限)を設定する要因の公表が効力発生日等の一カ月前以降の場合は、原則として新規建を停止する要因が発表された日の翌営業日から当該銘柄の新規建を制限します。
- (6) 整理銘柄に指定された場合

①整理銘柄に指定された場合、新規建玉はできません。

②整理銘柄に指定された後、当社が定める期日(弁済期限)を設定することがあります。

(7) 金融商品取引所が入れ替わる指定替え銘柄の場合

所属する金融商品取引所が入れ替わる銘柄の建玉は継続できませんので、売買最終日の前々営業日の当社が定める期日(弁済期限)までに建玉を決済していただきます。建玉の決済が行われなかった場合は当社の任意でお客様の計算により決済いたします。その際の手数料は、対面取引の手数料を徴収します。ただし、同じ金融商品取引所における指定替えについてはこの限りではありません。なお、当社が定める期日(弁済期限)の前営業日がお客様ご自身でネット取引画面上からご発注いただける期限となります。

岩井コスモ・ネット取引の弁済期限設定の有無と期日(弁済期限)は以下のとおりです。

※お客様ご自身が建玉を決済できるのは、下図の期日(弁済期限)の前営業日までです。

	一般信用取引			
	買建玉		売建玉	
	期日(弁済期限)設定の有無	期日(弁済期限)	期日(弁済期限)設定の有無	期日(弁済期限)
上場廃止	設定します。	取引最終日の前々営業日	設定します。	取引最終日の前々営業日
合併	原則として設定しません。	取引最終日の前々営業日	原則として設定しません。	取引最終日の前々営業日
株式交換				
株式移転		権利落ち日の4営業日前		権利落ち日の4営業日前
株式併合		権利付売買最終日の前々営業日		権利付売買最終日の前々営業日
有償増資				
株式分割	分割比率が整数倍でない場合は設定しません。	権利付売買最終日の前々営業日		権利付売買最終日の前々営業日
新株予約権の付与	原則として設定しません。	権利付売買最終日の前々営業日		権利付売買最終日の前々営業日

注：当社の判断により期日(弁済期限)を変更する場合があります。

5. 株式分割等の権利処理

- (1) 買建玉は、分割比率が整数倍の場合は、原則、株式分割の分割比率に応じて、買建玉の数量を増加し、建値(約定値段)を減額します。ただし、分割比率が整数倍でない場合は、権利付売買最終日の前々営業日を期日(弁済期限)として設定します。
- (2) 売建玉は、株式分割の分割比率にかかわらず、権利付売買最終日の前々営業日を期日

(弁済期限)として設定します。

6. 新規建の停止および制限について

- (1) 当社が期日(弁済期限)を設定した場合、原則として期日(弁済期限)を設定する要因の効力発生日等の1ヶ月前までに、当該銘柄の新規建を停止します。なお、期日(弁済期限)を設定する要因の公表が効力発生日等の1ヶ月前以降の場合は、原則として新規建を停止する要因が公表された日の翌営業日から当該銘柄の新規建を停止します。
- (2) 整理銘柄に指定された場合は新規建を停止します。
- (3) 即日預託等、金融商品取引所等による規制措置がとられた銘柄については、新規建を停止します。
- (4) 金融商品取引所等による規制とかかわりなく、当社は建玉等の状況を考慮し、当社の判断で新規建および品受を制限することがあります。
- (5) 銘柄ごとに買建・売建の一方または双方の新規建を停止することがあります。
- (6) 新規建の停止・制限を行う場合、発注済の一般信用取引の継続注文については失効扱いとすることがあります。

7. 金利・諸経費等について

岩井コスモ・ネット取引の一般信用取引に係る金利・諸経費は以下のとおりです。

買方金利(年利)	3.69%/年	市中金利、その他の状況に応じて変動します。
売方金利(年利)	0.00%/年	市中金利、その他の状況に応じて変動します。
貸株料	1.90%/年	市中金利、その他の状況に応じて変動します。
逆日歩	発生しません	
信用取引管理費	新規建約定日から1ヶ月を経過するごとに、1株につき0.11円(税込、単元株制度の適用を受けない銘柄については1株につき110円)の割合で管理費が必要となります。なお、管理費は最低110円(税込)、最高1,100円(税込)、建玉があるお客様はすべて必要となります。	
名義書換料	1単元につき、55円(税込) 買建玉がある状態で当該銘柄の決算期末等を越えた場合に発生します。 すべての銘柄の本決算時、定款で中間決算を定めている銘柄の中間決算時、四半期決算を定めている銘柄の四半期決算時、株式分割等の権利割当時、総株主通知を行う時に発生します。 ※大幅な株式分割が行われた場合等、当社の判断により減額させていただくことがあります。	

※一般信用取引で建玉を行っている場合の金利、諸経費は当該建玉の決済時に精算していただきます。また、金利、諸経費は当社の判断で設定し、変更できるものとします。

※一般信用取引で建玉を行っている場合の金利、諸経費は制度信用取引における金利、諸経費とは異なります。

※一般信用取引で買建玉を行っている場合、制度信用取引における貸株超過を理由として発生する品貸料は受け取ることができません。

8. 委託保証金率について

- (1) 委託保証金率は30%です。
- (2) 一般信用取引の委託保証金率は制度信用取引と同様です。
- (3) 信用新規建余力および維持率は一般信用取引と制度信用取引を合算して計算します。
- (4) 追加保証金の取扱いは制度信用取引の場合と同様です。

保証金等について岩井コスモ・ネット取引の一般信用取引に係る保証金等は以下のとおりです。

委託保証金率	30% ※制度信用取引と一般信用取引を合算して計算します。
委託保証金率維持率	30% ※制度信用取引と一般信用取引を合算して計算します。
最低保証金	30万円 ※制度信用取引と一般信用取引を合算して計算します。
信用供与限度額	50億円 ※制度信用取引と一般信用取引を合算して計算します。
代用掛目	上場株式等 原則 80%

9. 手数料について

- (1) 手数料体系は制度信用取引と同じです。
- (2) 一般信用取引と制度信用取引の注文は、別々の注文として取扱います。

10. その他

- ①法令・諸規則に変更があった場合、当社はそれに従うものとします。
- ②本ルールは当社の判断において変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ③本ルールに記載がない項目については、「信用取引口座設定約諾書」「岩井コスモの総合取引約款」および「岩井コスモ・ネット取引による信用取引規定」等に準ずることとします。
- ④本ルールを変更する場合、当社はホームページでこれを告知しますので、お客様はその内容をご確認ください。

以上
2021年5月

商号等 岩井コスモ証券株式会社
金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 15 号

手数料等・リスクについて

○国内株式

株式の売買取引には、約定代金に対して最大以下の委託手数料が必要となります。

- ・「対面取引」をご選択のお客様

約定代金の 1.265%（税込）※委託手数料が 2,750 円に満たない場合は 2,750 円（税込）

- ・「コール取引」をご選択のお客様

約定代金の 0.6204%（税込）※委託手数料が 2,750 円に満たない場合は 2,750 円（税込）

- ・「ネット取引」をご選択のお客様

アクティブコース（1日定額制）においては、約定代金 124 百万円超の場合 110,000 円（税込）

スタンダードコース（1約定ごとの手数料）においては、現物取引は約定代金 240 百万円超の場合は 27,500 円（税込）、信用取引は約定代金 500 万円超の場合は 1,650 円（税込）

マンスリーコース（1ヶ月定額制）においては、現物取引は 100 回コース 22,000 円（税込）、信用取引は信用限定 1000 回コース 55,000 円（税込）

○外国株式

- ・国内取次手数料（ベトナム株以外）

約定代金が 7.5 万円以下の場合 約定代金の 11.0%（税込）

約定代金が 7.5 万円超 50 万円以下の場合 8,250 円（税込）

約定代金が 50 万円超の場合 最大で（約定代金の 1.00%+2,500 円）×1.1（税込）

- ・国内取次手数料（ベトナム株）

約定代金×2.2%（税込）、最低手数料 5,500 円（税込）。ただし、売却時に約定代金が 5,500 円に満たない場合は、約定代金に 0.55 を乗じた金額（税込）とします。

- ・現地諸費用

外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

- ・「外国証券取引口座」を開設されていない場合は、口座開設が必要となります。

○金融商品毎に手数料等が異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

株式投資を行う場合は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者の信用状況（財務・経営状況含む）の悪化等それらに関する外部評価の変化等により損失が生じるおそれ（元本欠損リスク）があります。

信用取引を行う場合は、委託保証金を担保として差し入れていただきます。

委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ50万円以上（ネット取引は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上）が必要です。

信用取引を行う場合は、対象となる株式等または指標等の価格変動により損失の額がお客様の差し入れた委託保証金の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。

外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会